

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、令和8年1、2月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

市長公室		秘書課 広報広聴課
財政局	財務部	財政課 財産活用マネジメント推進課
環境局	環境施設部	環境施設課 東部クリーンセンター 東部リサイクルプラザ 当新田環境センター
産業観光局	観光部	観光振興課 プロモーション・MICE推進課
	農林水産部	農林水産課 農村整備課
会計管理室		会計課
人事委員会		人事委員会事務局

(1) 定期監査

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

(2) 行政監査

令和7年度における公印の管理

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査は、岡山市監査基準に準拠して実施した。実施に当たっては、監査対象事務が法令等に適合し、正確に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について証憑突合、質問等の手法により行った。

4 監査の結果

(1) 定期監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、改善を要する事項が次のとおり認められたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

また、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

ア 収入事務について

(ア) 令和7年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、貸地料において54万円余(収納率0%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(財産活用マネジメント推進課)

(イ) 令和7年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、事業系ごみ処理手数料において72万円余(収納率54.4%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(環境施設課)

イ 支出事務について

(契約方法及び手続に係る意見)

緊急の必要が考えられない業務を緊急の必要があるとして随意契約しているものが認められた。

契約方法及び手続については、地方自治法等の規定及び趣旨に則った適正なものと考えられたい。

(観光振興課)

(契約方法及び手続に係る意見)

委託契約について、同種の4件の業務を同日に、同額で、いずれも同じ業者に対して個別に随意契約しているものが認められた。

契約方法及び手続については、地方自治法等の規定及び趣旨に則った適正なものとされたい。

(プロモーション・M I C E 振興課)

(2) 行政監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

【資料（定期監査）】

財産活用マネジメント推進課

収 入 状 況

(令和7年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
貸地料（滞納繰越分）	円 547,625	円 0	円 547,625	% 0

環境施設課

収 入 状 況

(令和7年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
事業系ごみ処理手数料（滞納繰越分）	円 1,594,510	円 867,380	円 727,130	% 54.4